



平成27年度船員安全取組大賞

船員の労働災害防止に取り組む、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、その優れた取組を表彰し、広く紹介するもので、各船で行っている船員災害防止活動の質的な向上を目指し、また、活動への意欲の向上を図り、ひいては船員災害の減少に資することを目的としています。



応募対象

船員、船舶所有者及びその関係者が、申請時点において行っている次のような取組。または、今後始める取組。

- ① 船員災害防止に向けた先進的な取組であり、実績のあがっているもの。
- ② 船内環境の改善等により、船内の環境が向上し、船員の労働環境の改善に顕著な効果のあったもの。
- ③ その他、船員災害防止を目指した顕著な取組を行っているもの。



応募資格

- ① 船員、船舶所有者及びその関係者であること。
- ② 経験年数、役職、法人格の有無等は問いません。
- ③ グループ単位での応募も可能です。
- ④ 自薦・他薦の別を問いません。
(他薦の場合は本人の承諾を取って下さい。)



応募方法

- (1) 応募書類
別添の応募書類に必要事項を記入の上、参考となる資料(図・写真・その他、A4サイズ10枚まで。)を用意して下さい。
- (2) 応募先・方法
最寄りの運輸局へ郵送又は持参して下さい。
- (3) 応募期限
平成27年5月29日(金) 当日消印有効

※応募書類等は、原則として返却致しません。



お問い合わせ先

船員安全取組大賞の申請書類については、最寄りの運輸局に郵送又は持参により提出して下さい。その他お問い合わせについては、下記の連絡先のほか、最寄りの運輸局の窓口にお問い合わせ下さい。

国土交通省海事局船員政策課安全衛生室
TEL:03-5253-8111 (内線:45-144、45-143)
FAX:03-5253-1643



審査方法・基準

申請のあった取組に対して、次の審査基準に基づき「船員災害防止モデル事業検討委員会」で審査・選定します。(次のいずれかを満たすこと。)

- (1) 先進的なものであること。
 - ・ 目標の立て方、取組内容等が他と比べて革新性がある取組
 - ・ 他の者とは異なる独自性がある取組等
- (2) 実践性を有するものであること。
 - ・ これまでに実践されている取組
 - ・ 新たに取り組む場合は、確実に実践できるものである取組等
- (3) 継続性を有するものであること。
 - ・ 一過性でなく、将来的に継続可能な取組等
- (4) 他の参考となる取組であること。
 - ・ 他の者が取り組むことができ、分かりやすい取組等
- (5) 効果が上がっていること。
 - ・ 船員災害が減少している取組(新規取組の場合を除く。)
 - ・ 安全意識の向上がみられる取組等
 - ・ 新規取組の場合は、上記2点が十分見込まれること。



審査結果の公表及び表彰

審査結果は、国土交通省ホームページ上で公表します。

受賞者には、表彰状(国土交通省海事局長)の進呈を行うほか、「平成27年度船員安全取組大賞」のロゴマークを使用することができます。

なお、船員災害防止大会等において、プレゼンテーションを行っていただくことがあります。

※選考されなかった取組について、申請者の氏名、理由等は公表しません。